

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を掲げ、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するためには、「社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会の確保」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保と地域社会において他の人々との共生を妨げられないこと」、「意思疎通の手段についての選択の機会の確保と情報の取得や利用の手段についての選択の機会の拡大」を旨としなければならないとしています。

換言すれば、障がいのある人もない人も、すべての人々が平等に生活し、幅広い社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」の理念と、人権尊重を基底におき、障がいのある人の能力が最大限に発揮されるなかで、一人ひとりの自立や自己実現をめざす「リハビリテーション」の理念に基づき、「すべての人の参加による、すべての人のための平等な社会づくり」と「障がい者の主体性、自立性の確保」の実現をめざすものと言えます。

これらを踏まえ、本計画では、次のとおり基本理念を定めます。

障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり

2. 計画の基本目標

本計画では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」という基本理念の実現を目指し、次の三つの基本目標を柱に、各施策の展開を図ります。

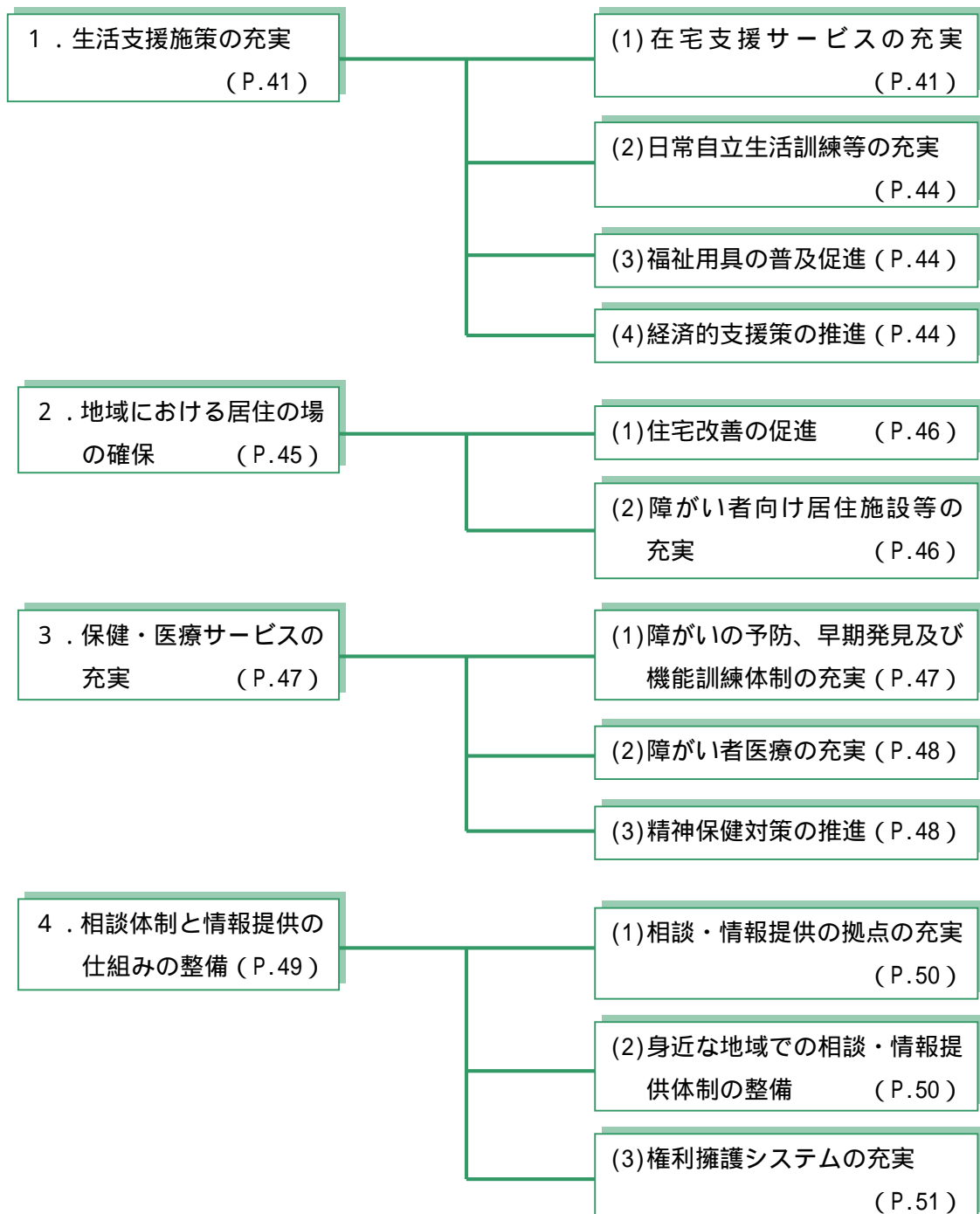
1. 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり
2. 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり
3. とともに支え合う地域づくり

基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

障がい者の日常生活を支える生活支援サービス、保健・医療サービス、その他サービスの質、量を拡充するとともに、利用者の立場に立ったサービス供給体制を整備し、障がい者が地域のなかで自立した生活ができるように支援します。

障がい者が、障がいの特性や自らが望むライフスタイルなどに応じて、自己決定権を行使し、最もふさわしいサービスを受けられるよう、情報提供や相談支援体制の整備充実を図ります。

【施策の体系】

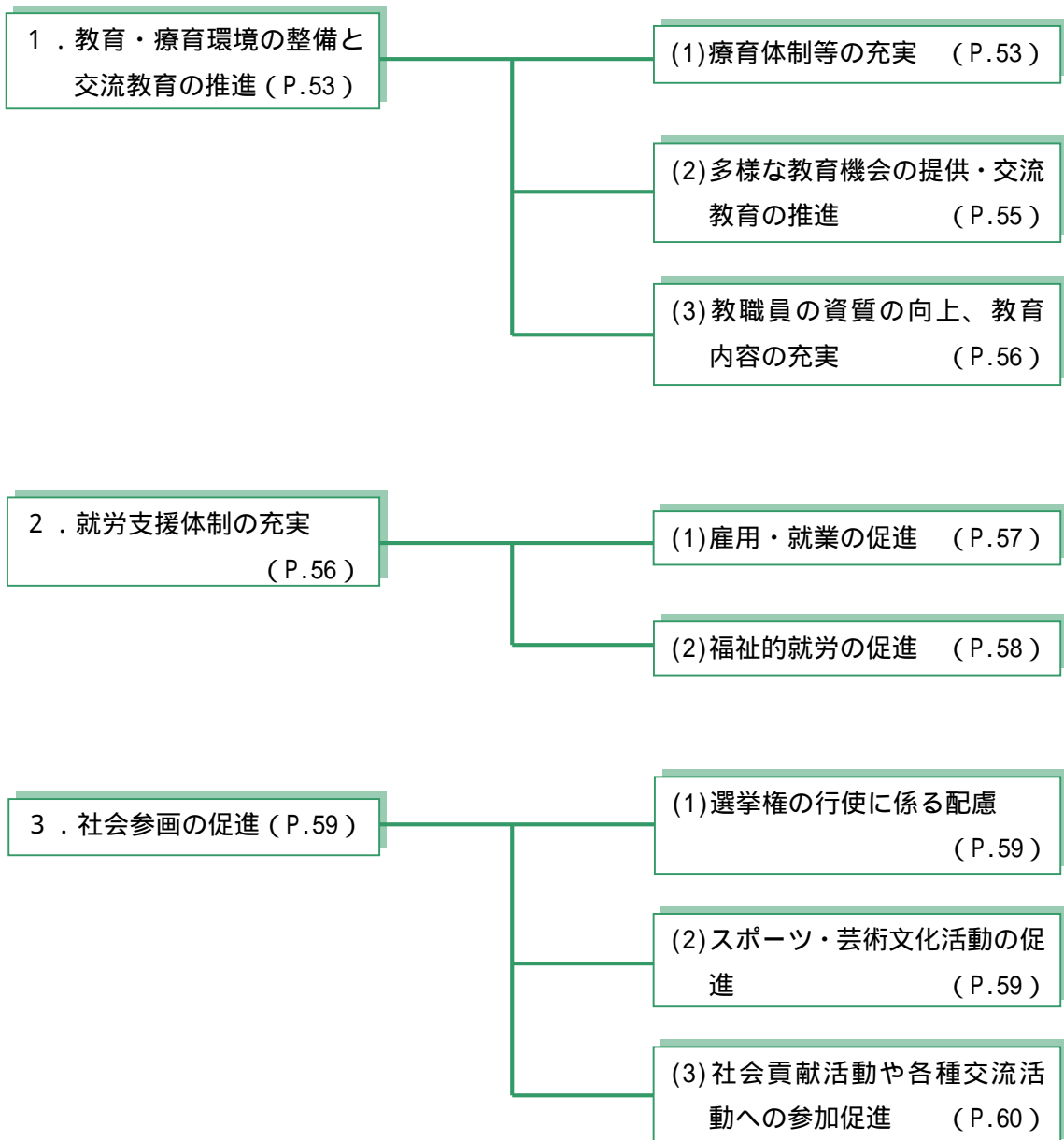


基本目標2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

障がい者の適性やライフステージに応じた多様な教育・療育環境、雇用・就労環境を整備し、一人ひとりのニーズに対応した教育的支援や障がい者の能力、特性に応じた就労の場や職域の拡大を進めます。

また、障がい者が、一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮しながら、ひとりの人間として自立して生活できるよう、趣味活動、社会貢献活動などの様々な活動への参画を促進し、社会参画を通じた交流の機会を拡充します。

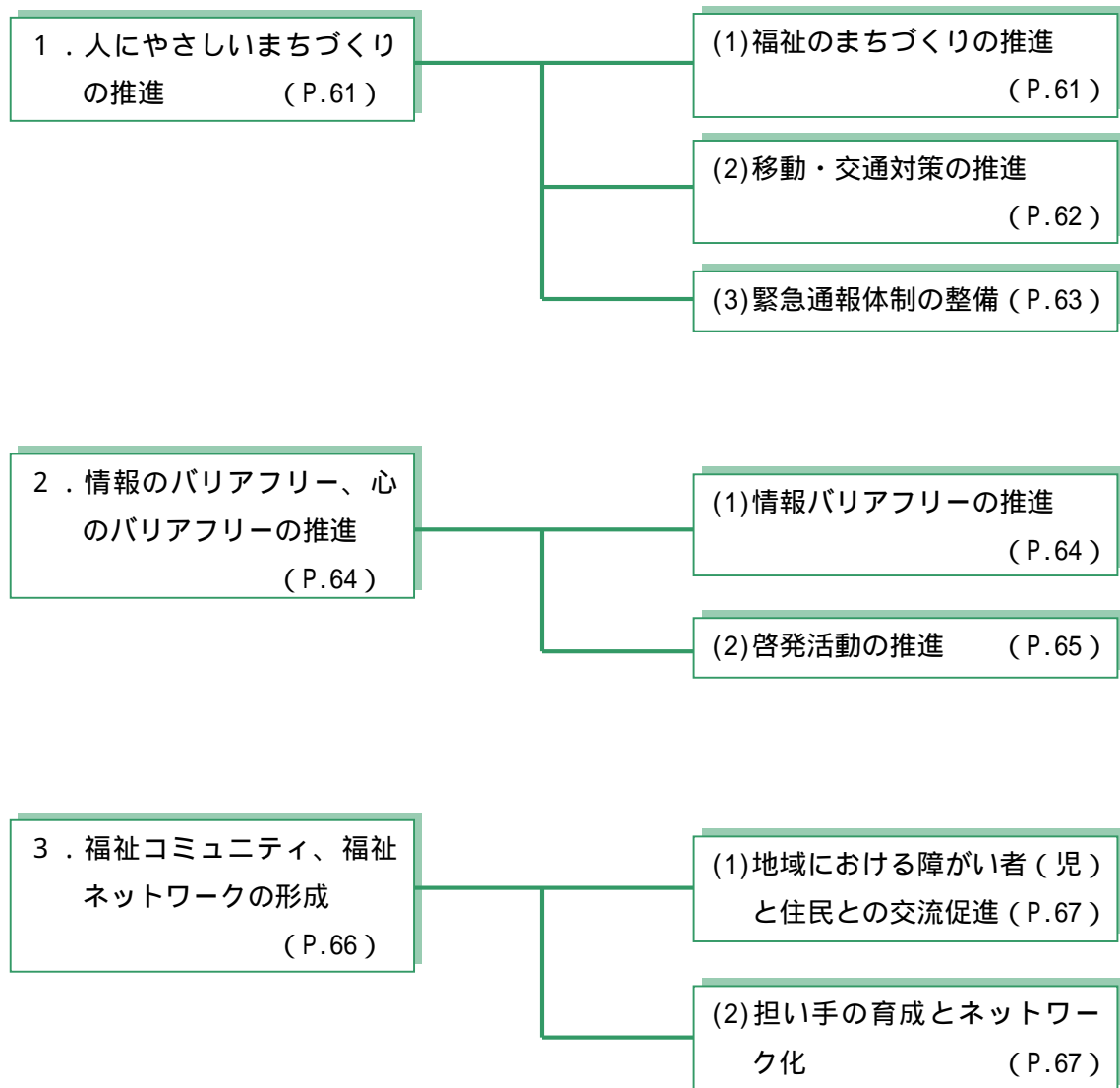
【施策の体系】



基本目標3 ともに支え合う地域づくり

障がい者の社会参画を促進するため、まちのなかの様々な障壁の除去を進めるとともに、障がいのある人もない人も、世代を超えて、ともに支え合いながら暮らしていく福祉コミュニティづくりを進めるとともに、専門家やボランティア、地域住民等を含めた適切な人材・ネットワークづくりにより、障がい者の自立生活を支援します。

【施策の体系】



第4章 施策の展開

基本目標1 適切なサービスの提供による生活の基盤づくり

1. 生活支援施策の充実

【現状と課題】

平成18年に障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行され、障がいの種別に関わらず、障がいのある人が必要とするサービスを受けられることができるよう、福祉施設やサービスの体系が再編され、サービスを受けるための仕組みが一元化されました。

本市では、同法に基づく障害福祉サービス等の提供や補装具費の支給のほか、地域生活支援事業として、手話奉仕員等の派遣や移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の給付等を実施しています。

また、生活の安定や経済的な負担の軽減を図るため、福祉施設通園費の助成や、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者（児）介護手当の支給など、障がいのある人の地域での生活を支えるための施策を展開しています。

しかし、アンケート調査の結果からは、「市内に障害福祉サービスを提供する事業所が少ない」、「緊急時に短期入所サービスを利用することが難しい」、「学齢期以降に作業療法士や理学療法士による訓練等を受けられる施設が十分でない」といった現状が明らかとなり、これらへの対応が課題となっています。

また、平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されることとなり、障がい者に対する合理的配慮の提供といった観点から、手話通訳や要約筆記に対する派遣需要が増すことも予想され、手話通訳者や要約筆記者を計画的に養成していく必要があります。

【今後の推進方策】

（1）在宅支援サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい者やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援サービスの充実に努めます。

グループホーム等を核として、障がい者が地域生活を送るために必要な機能を複合的に備えた「地域生活支援拠点」の整備を進めます。

- 移動支援事業や日中一時支援事業が円滑に実施されるよう、サービス体系等の見直しを検討します。

ひまわり荘での生活介護事業を拡充し、理学療法士による機能訓練の実施を検討します。

施策	概要	担当部局
居宅介護事業の実施	心身の障がいのため、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）の家族に対し、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事・介護を行うことにより、生活の安定等を図る。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
重度障がい者に対する生活支援	重度の障がいのために日常生活を営むのに著しい障がいがある人に重度障害者等包括支援や重度訪問介護、行動援護等のサービスを活用することにより、適切な家事・介護を行い、生活の安定等を図るとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。	健康福祉部 障害福祉課
手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の家庭生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、福祉事務所に手話通訳者を設置する。	健康福祉部 障害福祉課
手話通訳者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するとともに、手話奉仕員の養成に努める。	健康福祉部 障害福祉課
要約筆記者の派遣	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者のうち、手話や口話ができない人が外出する時などに円滑な意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣するとともに、要約筆記者の養成に努める。	健康福祉部 障害福祉課
同行援護事業の実施	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に、外出時における移動の同行や移動に必要な情報を提供するなど必要な援助を行う。	健康福祉部 障害福祉課
移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な視覚障がい者や全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者が外出する時などに、ガイドヘルパーを派遣する。	健康福祉部 障害福祉課
短期入所事業の実施	保護者や家族が、疾病・事故・出産・冠婚葬祭等により障がい者（児）を介護できなくなったときや、休養等が必要なときに、障害者支援施設等に短期間入所して、必要な支援を受けられるようにするとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。	健康福祉部 障害福祉課
はんしん自立の家ショートステイ事業の実施	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が運営する「はんしん自立の家」において、阪神7市1町共同で、身体障がい者（児）を対象にショートステイ事業を実施する。	健康福祉部 障害福祉課
生活介護事業の実施	常時介護が必要な障がい者に、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行うとともに、必要なサービス提供量の確保に努める。	健康福祉部 障害福祉課
ひまわり荘の運営	主に身体障がい者を対象に生活介護事業を実施する。障がい者の自立を促進し、生活の改善や身体機能の維持向上を図るため、利用者の身体状況に応じて機能訓練等を行い、一人ひとりの生活の質が向上するよう支援する。また、理学療法士による機能訓練の実施を検討する。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
日中一時支援事業の実施	障がい者（児）の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障害者支援施設等において障がい者（児）に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行う。	健康福祉部 障害福祉課
緊急一時保護事業の実施	保護者が冠婚葬祭等により障がい者を介護することが極めて困難になった場合に、「ひまわり荘」と「ハピネス川西デイサービス」において一時的に障がい者を保護する。	健康福祉部 障害福祉課
補助犬貸付事業の周知・啓発	兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図るとともに、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する市民の理解を促進し、障がい者の自立や社会参加を支援する。 盲導犬：目の不自由な人の目になって、歩行の安全を確保するよう訓練された犬 介助犬：肢体の不自由な人の手となり、足となって動作を助けるように訓練された犬 聴導犬：耳の不自由な人の代わりとなって、日常生活を手助けするよう訓練された犬	健康福祉部 障害福祉課
友愛訪問活動の推進	各種の相談に応じるなど、訪問者との対話を通じてやすらぎや生きがいを感じてもらうことを目的とし、ひとり暮らしの高齢者等を訪問する。	健康福祉部 長寿・介護 保険課
書籍の郵送による貸し出し	外出困難な身体障がい者に対し、郵送により書籍の貸し出しを行う。	教育推進部 中央図書館
精神障がい者に対する福祉的支援	精神障がい者に関する問題全般についての相談、指導、助言、精神障がい者福祉サービスの利用の助言、関係施設との連絡調整を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るとともに、相談支援機能の充実に努める。	健康福祉部 障害福祉課
家庭ごみの戸別収集の実施	ごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な身体障がい者の世帯（身体障害者手帳の等級が1級または2級の者で構成）に対し、戸別収集を実施する。	美化環境部 美化推進課

(2) 日常自立生活訓練等の充実

障がい者の社会的自立を支援するため、障害者総合支援法に基づく生活介護事業や自立訓練事業を実施します。

施策	概要	担当部局
自立訓練事業の実施	地域生活を営む上で、身体機能等の維持・向上のため一定の支援が必要な身体障がい者又は難病等対象者に、施設や居宅で理学療法、作業療法など必要なりハビリテーションなどを、生活能力の維持・向上のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に入浴・排せつ・食事等に関する日常生活に必要な訓練などをそれぞれ行う。	健康福祉部 障害福祉課

(3) 福祉用具の普及促進

障がい者(児)を対象に福祉用具の交付または給付等を行い、日常生活上の便宜を図り、地域社会での活動範囲を広げるなど、障がい者の社会生活上の可能性を広げるための支援を行います。

- 言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成します。

施策	概要	担当部局
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な補装具の交付または修理を行う。	健康福祉部 障害福祉課
日常生活用具の給付・貸与	障がいのある人が自力で日常生活を営むことの便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付または貸与を行う。必要がある場合は、品目等の見直しを行う。	健康福祉部 障害福祉課
軽・中度難聴児に対する補聴器等購入費用の助成	言語の習得や教育等における健全な発育を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器購入費等の一部を助成する。	健康福祉部 障害福祉課

(4) 経済的支援策の推進

障がい者の生活安定、所得保障のための施策として、特別障害者手当等の支給や福祉施設通園費の助成を実施するほか、国民年金の制度的な理由により障害年金を受給できない人を対象とした外国人等障害者特別給付金の支給、重度心身障害者(児)介護手当の支給など経済的な支援策を推進します。

施策	概要	担当部局
福祉施設通園費の助成	障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所等への通所者に対し交通費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	健康福祉部 障害福祉課
特別障害者手当等の支給	重度障がいのため、日常生活に介護を要する人を対象に、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
外国人等障害者特別給付金の支給	国民年金の制度的な理由により障害基礎年金等を受給できない外国人等の重度・中度障がい者に給付金を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
重度心身障害者(児)介護手当の支給	日常生活において常時介護を要する重度心身障がい者(児)を介護する人に、介護手当を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に中度から重度の障がいがある 20歳未満の児童を監護する人を対象に、特別児童扶養手当を支給する。	こども未来部 子育て・家庭支援課
児童扶養手当の支給	18歳未満の児童(心身に特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある場合は20歳未満)がいる家庭で、父または母に極めて重度の障がいがある場合、父または母に代わって児童を養育している人を対象に児童扶養手当を支給する。	こども未来部 子育て・家庭支援課
高額障害者地域生活支援事業費の支給	同一世帯の障がい者(児)が受けた障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用者負担額の合計額が、一定の基準額を超える場合、その超えた額を高額障害者地域生活支援事業費として支給する。	健康福祉部 障害福祉課

2. 地域における居住の場の確保

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいに応じた住まいの環境を整える必要があることから、住宅改造費の助成や、グループホームの新規開設を図るための補助制度などを実施してきました。

今後、障がい者本人やその介護者の高齢化により、自宅での生活が困難となる障がい者の増加が見込まれることに加え、福祉施設入所者の地域生活への移行を進める必要があることから、地域における居住の場の確保は極めて重要な課題となっており、障がいのある人がライフスタイルに応じ、適切な居住の場を選択できるよう、多様な居住の場を質、量ともに充実させることが必要となっています。

【今後の推進方策】

(1) 住宅改善の促進

障がい者や家族が住む住宅の改善に関する支援策として、住宅改造費の助成、水洗便所等改造資金の助成等を行い、障がい者に配慮した住宅の整備促進を図ります。助成に当たっては、必要に応じ、作業療法士、保健師、建築関係者等との連携を図り、適切な改造方法等についての指導、助言を行います。

施策	概要	担当部局
住宅整備資金の貸付	高齢者や障がい者またはそれらの人と同居する世帯に対して、居住環境を改善するため、専用居室などの改築や改造等に必要な資金の貸付を行う。	健康福祉部 障害福祉課 長寿・介護 保険課
住宅改造費の助成	高齢者または障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造等に要する経費を助成する。今後、作業療法士・保健師・建築関係者等による指導を推進する。	健康福祉部 障害福祉課 長寿・介護 保険課
水洗便所等改造資金の助成	水洗便所に身体障がい者用付属器具を設置する人に、その費用として、1世帯につき6万円以内を助成する。	上下水道局 給排水設備 課

(2) 障がい者向け居住施設等の充実

障がい者のニーズに応じた多様な生活の場を確保するための施策として、グループホームで生活する障がい者への援助を行う共同生活援助事業を実施します。

グループホームに対する補助制度の実施などにより、供給量の拡大を図ります。

グループホーム等を核として、障がい者が地域生活を送るために必要な機能を複合的に備えた「地域生活支援拠点」の整備を進めます。【再掲】

市営住宅では、車いす利用者が入居することとなった場合は、改修や住み替えにより可能な限り対応します。

施策	概要	担当部局
共同生活援助事業の実施	グループホームで生活する障がい者に、日常生活における援助等を行うことにより、自立生活を助長する。また、補助制度の実施などにより、グループホームの供給拡大を図る。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者向け住戸等の供給	市営住宅において、車いす利用者向け住戸を供給するとともに、市営住宅への優先入居枠の設定に努める。	都市整備部 住宅政策課
福祉ホーム事業の実施	居宅で生活することが困難な障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。	健康福祉部 障害福祉課

3. 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

本市では、妊婦、乳幼児、成人及び高齢者に対する健康診査などを通じ、心身の発達異常や疾病の早期発見、障がい起因疾病の予防などに努め、適切な指導や相談及び専門機関の紹介を行っているほか、心身の機能が低下している人を対象に、日常生活への自立支援や要介護状態の予防を図るため、機能訓練事業を実施してきました。

また、医療分野では、自立支援医療の給付や福祉医療費の助成（重度障がい者に対する入院及び通院に係る医療費並びに中度障がい者に対する入院に係る医療費）等を行い、医療費負担の軽減を図るとともに、一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者（児）を対象に、歯科医師会への委託により、ふれあい歯科診療所において、週2回歯科診療や予防指導などを実施しています。

さらに、精神保健対策として、専門医や精神保健福祉士等による「心の相談」を実施しているほか、自助グループに対する支援等を行っています。

近年、発達障がいや高次脳機能障がい、一部の難病など、障がいが多様化しており、保健・医療分野の重要性は一層増していることから、様々な障がいに対応した相談指導体制を充実するとともに、医療機関や関係機関との専門的、広域的な連携をより緊密にしていくことが求められています。

【今後の推進方策】

（1）障がいの予防、早期発見及び機能訓練体制の充実

乳児や幼児については、乳幼児健康診査や保健指導等を通して、障がいの早期発見、早期療育に努めます。高齢者については、一人暮らし高齢者、引きこもり者などへの訪問指導を行い、障がい発生の予防に努めます。

中高年の障がい起因疾病を予防し、機能低下の予防や機能回復を図るための機能訓練事業を実施します。

施策	概要	担当部局
乳幼児健康診査後の相談等	乳幼児健康診査等で、必要と思われる乳幼児を対象に身体精密、心理相談、幼児精神精密健診、在宅要観察児等親子遊び教室などで、他機関への紹介や専門職による適切な支援、相談を行う。また、必要に応じてこれら対象者への訪問指導を行う。	健康福祉部 健康づくり室
訪問指導・健康相談（生活習慣病予防）	障がい発生を予防する観点から保健師等が健康相談や家庭訪問で本人及び家族へ必要な保健指導を行い、生活習慣病を予防し、心身機能の低下を防止する。	健康福祉部 健康づくり室 長寿・介護保険課
機能訓練事業の実施	40歳以上で心身機能が低下した人を対象に、日常の自立訓練と助言・指導を行う（機能訓練）。心身機能の低下により生じる閉じこもりや孤立等の社会的障がいの回復または予防に重点を置いた訓練を行う（介護予防事業）。	健康福祉部 健康づくり室 長寿・介護保険課

(2) 障がい者医療の充実

自立支援医療の給付、福祉医療費及び重症心身障がい児(者)訪問看護療養費の助成などにより障がい者(児)の医療費負担の軽減を図ります。

医師会、歯科医師会などとの連携を図りつつ、障がい者に対する身近な医療体制・歯科医療体制の充実に努めます。

施策	概要	担当部局
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者手帳を所持する18歳以上の障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、更生のために必要な医療費を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
自立支援医療(精神通院)の給付	県が実施主体となり、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費を支給する。	健康福祉部 障害福祉課
福祉医療費の助成	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)の医療費の一部を助成する。	健康福祉部 医療助成・年金課
重症心身障がい児(者)訪問看護支援事業の実施	自宅で継続して療養を受ける必要がある重症心身障がい児(者)が受けた訪問看護療養の費用の一部を助成する。	健康福祉部 障害福祉課
療養介護の給付	進行性筋萎縮症者等に対し、療養にあわせて必要な訓練、生活指導を行う。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者(児)歯科診療の実施	一般の歯科診療所では治療が困難な障がい者(児)を対象に、ふれあい歯科診療所において障がい者(児)歯科診療を実施する。	健康福祉部 健康づくり室

(3) 精神保健対策の推進

地域精神保健対策として、「心の相談」を実施し、心の健康づくりを推進します。また、健康福祉事務所との連携を図り、犯罪や事故の被害者等のPTSD(心的外傷後ストレス障がい)や自殺の防止などに関する心の健康危機管理体制の整備など、新たな施策の充実に努めます。

- 障がい児(者)地域生活・就業支援センターにおいて、精神障がい者をはじめ、障がい種別ごとのピアカウンセリングを実施するほか、自助グループの育成支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営する者に対する補助を実施します。

施策	概要	担当部局
心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいをもたらす恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じる。	健康福祉部 障害福祉課
心の健康危機管理体制整備の検討	犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のPTSDや自殺の防止等に対する心の健康危機管理体制の整備を検討する。	健康福祉部 福祉政策課
精神障がい者等によるピアカウンセリング等の実施	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から精神障がい者等によるピアカウンセリングの実施、自助グループ育成の支援等を行う。	健康福祉部 障害福祉課
健康福祉事務所等との連携強化	精神保健福祉対策の円滑な推進のため、健康福祉事務所などの関係機関や団体との連携を進める。	健康福祉部 障害福祉課

4. 相談体制と情報提供の仕組みの整備

【現状と課題】

本市では、市社会福祉協議会への委託により、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センターを設置し、障がいのある人やその家族等を対象に福祉サービスの紹介や就労支援、専門的な相談支援等を実施しているほか、身近な地域で相談や情報提供が受けられるよう、障がい者相談員や民生委員児童委員等の配置を行っています。

また、平成24年4月の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスを利用しようとする場合には、障がい者の心身の状況やサービスの利用意向などを考慮して、サービス等利用計画を作成することが必要となったため、同センターを指定特定相談支援事業所に指定し、計画の作成や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、サービスの利用状況の検証と見直しなどの支援を行っています。

さらに、市社会福祉協議会への委託により、成年後見支援センター“かけはし”や障がい者虐待防止相談窓口を設置し、障がいのある人の権利を擁護するための体制整備を進めてきました。

しかし、アンケート調査の結果からは、障害福祉サービス等の事業所を選ぶための情報について、十分得られていないと考える人が37.6%あり、十分得ていると考える人の約2倍に上っていることから、市による情報発信の充実や、市内の相談支援事業所のさらなる拡充が求められています。

また、障害者差別解消法では、地方公共団体に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障がい者に対する合理的配慮の提供が義務付けられていますが、アンケート調査では、障がいが理由で役所や福祉センターなどのサービスや相談の窓口を利用しにくいと感じている人（「感じる」と「少し感じる」の合計）が28.0%あり、感じない人（「感

じない」と「あまり感じない」の合計)の53.9%より少ないものの、配慮が必要な人が一定数存在していることが明らかとなっており、同法の施行に向け、市としての対応を検討していく必要があります。

【今後の推進方策】

(1) 相談・情報提供の拠点の充実

障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努めます。

障がい者福祉に関する各種情報の発信に努めます。

施策	概要	担当部局
計画相談支援の実施	障がい者が適切なサービスを選択し、組み合わせて利用することができるよう、サービス等利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	健康福祉部 障害福祉課
障がい児(者)地域生活・就業支援センター機能の強化	障がい児(者)地域生活・就業支援センターにおいて、福祉サービスの紹介や就労の相談・支援、専門的な相談、ピアカウンセリングなどを実施する。	健康福祉部 障害福祉課

(2) 身近な地域での相談・情報提供体制の整備

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、精神障がい者相談員、民生委員児童委員など、障がい者を支援する各種専門職員等の適切な配置を行います。また、これらの人材の資質向上及び新しい障がい者福祉制度などへの理解を深めるための研修等を行い、障がい者や家族に対する相談・情報提供体制の充実を図ります。

地域福祉計画による施策とも連携を図りながら、身近な地域での相談・情報提供体制の整備に努めます。

施策	概要	担当部局
身体障がい者相談員の配置	身体障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導を行うとともに、身体障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、身体障がい者の福祉の向上を図るため、身体障がい者相談員を配置する。	健康福祉部 障害福祉課
知的障がい者相談員の配置	知的障がい者やその保護者からの更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、知的障がい者の福祉の向上を図るため知的障がい者相談員を配置する。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
精神障がい者相談員の配置	県が実施主体となり、精神障がい者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等、精神障がい者の福祉の向上を図るため精神障がい者相談員を配置する。	健康福祉部 障害福祉課
民生委員児童委員の配置	民生委員児童委員により福祉全般にわたる相談に応じ必要な指導・助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力等を行うことにより、障がい者福祉の向上を図る。	健康福祉部 福祉政策課
地域での相談・情報提供体制の整備	身近な地域で気軽に相談できる地域福祉拠点として、各小学校区に、民生委員児童委員など福祉の専門家による相談窓口を設ける。また、福祉ネットワーク会議を通じて情報提供や情報交換を行うほか、民生委員児童委員などに対し、障がい児(者)に関する研修を実施する。	健康福祉部 福祉政策課 障害福祉課

(3) 権利擁護システムの充実

障がい者の権利擁護や苦情解決に関して身近な地域で対応する仕組みを充実します。

判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の普及、啓発に努めるとともに、制度の利用支援を行います。

- 成年後見制度の利用を促進するため、市内で法人後見を行う法人を確保するための支援のあり方について検討を進めます。

障がい者虐待防止相談窓口を設置し、虐待事案に対して、迅速かつ適切に対応します。

障がい者虐待に関する正しい理解を普及するため、様々な機会を通じて啓発に努めます。

障がい者虐待を未然に防ぐため、関係機関をはじめ、地域の民生委員児童委員や福祉委員会との連携を深めます。

- 平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されることから、全庁的な取り組み方針を検討していきます。

施策	概要	担当部局
福祉サービス利用援助事業及び苦情処理システムの実施	福祉サービスの契約や利用などを適切に行うことが困難な人に、利用の手続きや日常的な金銭管理などの手伝いを実施するとともに、利用の普及を図る。また、サービスの利用者からの苦情に対して統一した苦情処理対応が可能になるようシステムづくりに努める。	健康福祉部 障害福祉課
成年後見支援センターの設置	判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見支援センターを設置し、制度利用についての相談や啓発活動、市民後見人の養成や支援などを行う。	健康福祉部 福祉政策課

施策	概要	担当部局
成年後見制度の普及、啓発	成年後見制度の普及、啓発を図るため、市民等を対象に講演会や出前講座などを実施する。	健康福祉部 福祉政策課
成年後見制度の利用支援	後見人等の報酬など必要な費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な人に、費用の全部または一部を助成する。	健康福祉部 障害福祉課
法人後見に対する支援の検討【新規】	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討を進める。	健康福祉部 福祉政策課 障害福祉課
障がい者虐待に対する相談、支援の実施	障がい者虐待防止相談窓口を設置し、通報や相談に応じるとともに、虐待事案に対して、迅速な対応と適切な支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課
障害者差別解消法への対応【新規】	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務付けられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取り組み方針を検討していく。	市民生活部 人権推進課 健康福祉部 障害福祉課

基本目標 2 障がい者の社会参画の促進と生きがいづくり

1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

【現状と課題】

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障がい児を対象とした施設や事業の根拠規定が児童福祉法に一本化されるとともに、障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、従来、障がい種別ごとに分かれていた施設体系が、どの障がいにも対応できるよう通所又は入所という利用形態別に一元化され、通所サービスは障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に再編されました。

また、同時に、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、障害児通所支援を利用しようとする場合には、障がい児の心身の状況やサービスの利用意向などを考慮して、障害児支援利用計画を作成することが必要となったことから、この計画の作成や障害児通所支援事業所等との連絡調整、サービスの利用状況の検証と見直しなどの支援を行う障害児相談支援が導入されました。

本市では、就学前の乳幼児への早期対応策として、川西さくら園を運営し、小学校入学に備えた環境適応性の向上を図ってきましたが、前述の児童福祉法改正により、地域の中核的な療育支援施設として新たに規定された児童発達支援センターに同園を位置付けることとし、引き続き、質の高い専門的な支援を必要とする児童に対する療育を実施するとともに、地域の障がい児やその家族への相談及び保育所など障がい児を預かる施設への援助等を行うため、必要な体制整備を行っています。

さらに、障がい児を受け入れている保育所や幼稚園における、必要に応じた保育士や教員の加配、留守家庭児童育成クラブにおける障がい児の小学6年生までの継続利用、学校園における特別支援教育の実施、特別支援学級と通常学級間の交流など、多様な教育機会の提供や交流教育を推進しているほか、特別支援教育実践集の作成や、特別支援教育に関する研修などを通じ、教職員の資質向上や教育内容の充実を図ってきました。

しかし、各学校園では、特別な支援を必要とする児童や生徒が増加傾向にあり、特別支援教育の実施体制をさらに充実させることが求められています。また、障がい児が一人ひとりの価値観やライフスタイル、障がいの程度や特性に応じて、適切な療育や教育を一貫して受けられるよう、年齢に応じて支援する機関や利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続して行われる必要があることから、関係機関が連携協力し、相互に情報や支援方法の共有を図る体制を構築することが求められています。

【今後の推進方策】

(1) 療育体制等の充実

- 障がい児にとって適切なサービスを組み合わせる利用ができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努

めます。

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについて、必要な提供量を確保するとともに、市内の事業所と児童発達支援センターとの連携のあり方について検討を進めます。
- 保育所等を利用する障がい児が集団生活に適応するための支援等を行う、保育所等訪問支援を実施します。

地域の中核的な療育支援機関として児童発達支援センター「川西さくら園」を運営し、各種訓練、指導、保育、保護者への指導など、家庭と施設が一体となって一人ひとりの個性と障がいの特性に対応した療育を行います。

また、指定障害児相談支援事業所として、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うほか、保育所等訪問支援を実施します。

障がい児の状況に応じた就学指導、教育相談を行うなど、療育を支援する体制の充実を図ります。

障がい児の自立の促進などを図るため、自然体験推進事業を実施します。

障がい児（者）の情報を時系列的に記載するサポートファイルを作成、配布します。

施策	概要	担当部局
障害児相談支援の実施	障がい児にとって適切なサービスを組み合わせる利用ができるよう、障害児支援利用計画の作成や管理に対する支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の拡充に努める。	健康福祉部 障害福祉課
児童発達支援事業の実施	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課
放課後等デイサービス事業の実施	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課
保育所等訪問支援の実施【新規】	保育所や幼稚園、小学校等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等での集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、障がい児施設で指導経験のある保育士等が当該保育所等を訪問し、障がい児本人や保育所等の職員に対して、専門的な支援等を行う。	健康福祉部 障害福祉課
川西さくら園の運営	精神発達遅滞や運動、言語発達等に遅れを持つ義務教育就学前の乳幼児を対象に、障がい、発達の状態に応じて、個別または集団で各種訓練、指導及び保育等の療育を行うとともに、保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって障がい児を療育できる体制の整備に努める。また、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
就学指導委員会・就学指導専門委員会の開催	教育委員会の諮問に応じて、障がい児の就学指導や教育相談、社会啓発等について、調査・審議する。障がい児の状況を適切に把握し、適切な指導を行うよう、就学指導の専門性を高める。	教育推進部 学校指導課
教育相談事業の実施	児童の学習や集団場面における心身の問題について相談に応じ、健やかな育成を図る。障がいの特性に応じた相談事業の充実を図る。	教育推進部 教育相談センター
障がい児の自然体験推進事業	個々の児童・生徒の自立促進や運動機能・感覚機能等向上のための自立活動を行う。	教育推進部 学校指導課
サポートファイルの活用【新規】	支援に必要な情報を共有するため、障がい児（者）の情報が時系列的に集積されたサポートファイルを作成し配布することにより、関係機関の連携の強化を図り、障がい児（者）への一貫した支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課 健康づくり室 こども未来部 こども育成課 教育推進部 学校指導課 教育相談センター

(2) 多様な教育機会の提供・交流教育の推進

就学前の障がい児に対しては、保育所、幼稚園において、可能な限り障がい児を受け入れるよう努め、障がい児保育事業や幼稚園における特別支援教育を推進します。

就学年齢に達した障がい児に対しては、小・中学校において、障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、特別支援教育を推進するとともに、特別支援学校における教育を充実します。

留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいのある児童は、引き続き小学6年生まで受け入れます。

それぞれの保育施設・教育施設において、施設内での学級間交流や地域の学校、団体との交流などを促進し、障がいのある子どもとない子どもとの交流の機会を増やします。

施策	概要	担当部局
障がい児保育事業の実施	保育所において、集団保育の中で他の児童との関わりを持たせることにより、その成長を促進させるとともに健全育成を行う。今後、関係機関と連携し、相談事業の充実を図るとともに可能な限り障がい児を受け入れる。	こども未来部 こども育成課

施策	概要	担当部局
幼稚園における特別支援教育の実施	児童の障がいの特性や発達に応じた教育を行うとともに、必要に応じて加配教員を配置する。今後、可能な限り障がい児を受け入れる。	教育推進部 学校指導課
小・中学校における特別支援教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。特に特別支援学級と通常学級との間で交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。また、障がい児の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、設備備品の改善、人員配置等を含めて充実を図る。	教育推進部 学校指導課 こども未来部 教育総務課
特別支援学校における教育の実施	障がいのある子どもたちが可能な限り自立し、主体的に社会参加できるよう障がいの種類・程度・特性に応じた教育環境を整え、適切な教育を行う。また、小・中・高等学校との交流教育の場を充実させ、障がい児の社会性を育てる。	教育推進部 学校指導課
留守家庭児童育成クラブにおける障がいのある児童の受け入れ	障がいのある児童については、小学校第6学年までの継続入所を許可するとともに、児童の健全育成を図る。また、必要に応じて加配指導員を配置する。	こども未来部 こども育成課

(3) 教職員の資質向上・教育内容の充実

教職員を対象に、障がい児教育、福祉教育に関する研修や講座を開催するとともに、特別支援教育実践集を作成し、教職員の資質向上と教育内容の充実を図ります。

施策	概要	担当部局
特別支援教育実践集の作成	小・中・特別支援学校の特別支援教育担当者の実践交流を報告書として作成する。	教育推進部 教育相談センター
特別支援教育に関する研修・講座の開催	特別支援教育に関する基礎的な知識及び指導技術を習得するため、研修や講座を開催する。障がい児の障がいの特性や発達に応じた支援等、特別支援教育の専門性を高める。	教育推進部 教育相談センター

2. 就労支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障がいに応じた働く場の確保が必要であり、就労支援の重要性がより一層増しています。

本市では、就労移行支援事業を通じた一般就労への支援のほか、障がい児(者)地域生活・

就業支援センターによる就労支援や、県、近隣市町、兵庫労働局及びハローワークとの連携による障がい者就労促進大会の開催、重度障がい者多数雇用事業所と能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資等の支援を行っています。

今後、さらなる一般就労への移行を推進することが求められている中で、就労移行支援の果たす役割は一層大きくなると考えられることから、就労移行支援を実施する事業所に対するヒアリングを行ったところ、関係機関による情報共有の場や利用者に対する経済的支援の必要性、あるいは職場実習の受け入れ先の不足といった課題が明らかとなっており、これらに対する対応を検討していく必要があります。

一方、福祉的就労については、就労継続支援事業や地域活動支援センター事業の実施のほか、市内の障害福祉サービス事業所等で生産された製品の市庁舎内での販売や、集客施設における販売イベントの開催に対する支援等を行っています。また、障害者優先調達推進法に基づき、平成25年度から、「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、市による障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進していますが、今後、さらに調達先や調達内容の拡大を図る必要があります。

【今後の推進方策】

(1) 雇用・就業の促進

- 就労移行支援の利用者数を増やし、一般就労への移行を促進します。
障がい者の雇用を促進するため、障がい児(者)地域生活・就業支援センターやハローワーク、就労移行支援事業所などと連携しつつ、ジョブコーチ制度などの活用を促進し、障がい者雇用の拡大と職場への定着が円滑に行われるよう努めます。
阪神友愛食品株式会社への支援を引き続き行い、雇用と訓練の場を確保します。
- 公務職場での採用に向け、どのような職種や雇用形態があるかなどについて、関係部署との検討を一層深めていきます。
- 市役所での職場実習を実施するよう努めます。

施策	概要	担当部局
就労移行支援事業の実施	一般の企業等で雇用されることが可能と見込まれる障がい者に一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など、必要な支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者雇用支援体制の整備	ハローワーク、近隣都市等との連携を図りつつ、障がい者雇用を支援する体制の整備を進める。	健康福祉部 障害福祉課
阪神友愛食品株式会社への出資	重度障がい者多数雇用事業所と知的障がい者能力開発センターを運営する阪神友愛食品株式会社に対する出資を行う。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
障がい者の職員採用	必要に応じ身体障がい者のみを対象とする採用試験を実施する。また、障がい者の公務職場での採用に関し、障がい者の能力に適合する職種や雇用形態などについて関係部署との検討を一層深め、職場の拡大に努める。	総務部 職員課
市役所での職場実習の実施	障がい者の職業能力向上への支援として、市役所で職業実習（体験）を実施できるよう努める。	健康福祉部 障害福祉課

（２）福祉的就労の促進

市内の障害福祉サービス事業所等で構成する「川西市障がい者自主製品販売促進委員会」に対する支援を行い、障がい者が生産する製品の販売機会の拡大や障がい者の社会参加の促進を図るとともに、周囲の理解を広げていきます。

市による、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を拡大していきます。

施策	概要	担当部局
就労継続支援事業の実施	一般の企業等で雇用されることが困難な障がい者に生産活動の機会の提供など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など、必要な支援を行う。	健康福祉部 障害福祉課
川西作業所の運営	主に身体障がい者を対象として、就労継続支援（B型）事業を実施する。利用者の重度化や高齢化に対応し、作業の分業化や新規作業の導入等に努める。	健康福祉部 障害福祉課
小戸作業所の運営	主に知的障がい者を対象として、生活介護事業及び就労継続支援（B型）事業を実施する。また、ひまわり荘の移転に伴い、同荘で実施していた地域活動支援センター事業を新たに実施する。利用者の重度化に対応したプログラムの実施を検討していく。	健康福祉部 障害福祉課
地域活動支援センター事業等の実施	障がい者の地域生活を支援するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等のサービスを提供する地域活動支援センター事業を委託又は補助により実施する。また、地域活動支援センターに移行していない小規模作業所に対し、引き続き運営費の補助を行う。	健康福祉部 障害福祉課
自主製品販売促進の支援	市庁舎内において、障害福祉サービス事業所等の製品を販売する場所を定期的に提供するとともに、集客施設等での販売場所の確保に必要な費用の一部を補助する。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	「川西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を毎年度策定し、同方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。	健康福祉部 障害福祉課
市と事業者との情報交換の推進	市と事業者との相互理解を図るため、情報交換の機会を増やす。	健康福祉部 障害福祉課

3. 社会参画の促進

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の社会参画を促進するため、選挙権の行使に係る配慮のほか、障害者団体連合会に対する補助を通じて、障がい者（児）スポーツ大会や障がい者作品展の開催に対する支援を行っています。

今後とも、障がいのある人の社会参画を促進するため、スポーツや芸術文化活動をはじめ、様々な場面において、障がいのある人も参加しやすいよう配慮することや、障がいのない人との交流も含め、幅広い活動機会を創出していくことが求められています。

【今後の推進方策】

（1）選挙権の行使に係る配慮

障がい者の利用できる投票制度についての啓発を行うとともに、車いす用記載台の設置、車いすの配備、仮設スロープの設置、2階以上の投票所への介助職員の配置などを行い、障がい者の選挙権の行使を促進します。

施策	概要	担当部局
障がい者が利用できる投票制度の啓発	障がい者が利用できる投票制度として、点字投票・代理投票及び郵送による不在者投票の各制度を、市ホームページ、広報誌等でPRし、障がい者の選挙権行使を促進する。	選挙管理委員会事務局
投票所における障がい者に対する配慮	投票所において、点字による候補者氏名等一覧、車いす用記載台、台板付点字器、車いすを配備する。また、投票所前に段差等があるところについては、仮設のスロープ等を設置するとともに、2階以上の投票所については介助のための職員を配置する。	選挙管理委員会事務局

（2）スポーツ・芸術文化活動の促進

各種イベントや講座の開催及び情報提供を通じ、障がい者がスポーツや文化芸術活動、生涯学習などに参加する機会を拡大し、障がい者の生きがいづくりや住民との交流を促進します。

施策	概要	担当部局
障がい者スポーツの振興	障害者団体連合会が実施する障がい者スポーツ大会に対し、助成等の支援を行うとともに、国・県レベルのスポーツ大会についても積極的に情報提供を行うなど、障がい者スポーツの振興を図る。	市民生活部 文化・観光・スポーツ課 健康福祉部 障害福祉課
障がい者作品展への支援	障害者団体連合会が実施する障がい者作品展に対し、助成等の支援を行うとともに、県等が主催する作品展についても積極的に情報提供を行う。	健康福祉部 障害福祉課

(3) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進

ピアカウンセリングなど障がい者の社会貢献活動への参画を支援し、障がい者が地域社会の一員としての役割を担い、社会的に自立し、地域の担い手として地域社会の活動に参加することを促進します。

障がい者施策の検討や、まちづくり活動などに障がい者が参画する機会を増やしていきます。

施策	概要	担当部局
障がい者の社会貢献活動促進	ピアカウンセリングや社会福祉ボランティア活動など、障がい者の社会貢献活動への参画を支援する。	健康福祉部 障害福祉課

基本目標3 ともに支えあう地域づくり

1. 人にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

本市では、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅周辺を福祉のまちづくり重点地区として位置づけ、面的なバリアフリー整備を行うとともに、福祉のまちづくりの観点から、公共施設、道路、公園等の整備、改修等を進めてきました。

また、移動の円滑化等を図るため、自動車改造費及び運転免許取得費の助成や、軽自動車税の減免、重度障がい者に対するタクシー料金助成のほか、兵庫ゆずりあい駐車場制度の周知等の施策を実施しています。

さらに、災害時に援護が必要な人への対応として、消防緊急通報指令システムの整備や地域における支援体制の構築に取り組んできました。

しかし、アンケート調査では、災害時の避難について、「誰かの介助があればできる」との回答が28.7%、「自分でできる」との回答が26.8%となっていますが、災害時に助けてくれる人については、「家族・親せき」との回答が73.9%と大半を占めていることから、今後、家族等の高齢化が進む中で、避難に際して援護が必要な人が増加することが予想されます。

【今後の推進方策】

(1) 福祉のまちづくりの推進

障がいのあるなしにかかわらず、だれもが活動しやすい都市環境を整備するため、バリアフリーを促進する重点整備地区基本構想の実現に努めます。

鉄道駅周辺や道路、公園、公共的施設など人の集まる場所を中心とした環境整備、及び福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に基づく建築物への指導・助言を行い、まちのバリアフリー化を進めます。

施策	概要	担当部局
福祉のまちづくり重点地区整備の推進	高齢者や障がい者を含む不特定多数の人々が利用する施設が集積する地区を指定し、福祉のまちづくりの視点から民間を含む建築物、公共交通機関、道路、公園等を対象に面的な整備を行い、地域における福祉のまちづくりの核となる地域を整備する。すでに阪急・能勢電鉄川西能勢口駅周辺地区については、福祉のまちづくり重点地区整備計画を策定済みであり、整備計画に基づき、公共的施設や道路・公園等の改修等を進めるとともに、民間建築物の整備について協力を要請する。	健康福祉部 障害福祉課
福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言	県が定める「福祉のまちづくり条例」に基づき対象となる新規の建築物に対して整備基準に適合するよう、建築主等に対し指導・助言を行う。	都市整備部 建築指導課

施策	概要	担当部局
公共施設、道路、公園等の整備・改修等の推進	すでに建築済みの公共施設等について、福祉のまちづくりの観点から見直し、スロープやエレベーター、障がい者用トイレなどの設置や点字ブロック、福祉規定グレーチングの敷設を行うなど、施設のバリアフリー化を推進する。また、すべての人が使いやすく、だれもが安心して利用できる公園とするため、公園のバリアフリー化（段差解消等）を行う。	総務部 管財課 都市整備部 公園緑地課
バリアフリー法に基づく重点整備地区基本構想の整備促進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律並びに関係の政省令及び基本方針に基づき、特定旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）について策定した基本構想（第1期・第2期）の実現に努める。	都市整備部 道路整備課

（2）移動・交通対策の推進

迷惑駐車、迷惑駐輪等の解消や交通安全施設の整備による安全な移動・交通の確保を行うとともに、バリアフリー情報の発信などにより、だれもが安全に移動できる環境の整備を進めます。

ノンステップバスの運行については、平成32年時点の導入目標値が70%となったことから、さらに導入が必要なため、今後も推進していく予定です。

障がい者等を対象とした自動車改造費及び運転免許取得費の助成、軽自動車税の減免、市役所内駐車場の使用料の減免、タクシー料金の助成、リフト付き寝台タクシー料金の助成など、移動に関する経済的負担の軽減策を引き続き実施します。

施策	概要	担当部局
道路・交通安全施設の整備と普及・啓発	歩道整備を年次的に実施する。	都市整備部 道路整備課
迷惑駐車追放運動の実施	迷惑駐車追放のための街頭パトロールや駐車マナー向上のための広報活動を実施することにより、地区住民の生活の安全と快適な交通環境を確保する。関係機関と連携し、迷惑駐車防止と啓発、取り締まりの強化を図る。	都市整備部 道路管理課
自転車駐車場の整備と放置自転車等の撤去	川西能勢口駅周辺の駅前広場、歩道及び路肩に放置している自転車等が通行の妨げとなるため、利用者のモラルの向上や指導、監視、撤去を行うとともに、需要に見合う自転車駐車場を整備する。啓発による市民のモラル向上と監視、撤去の徹底を行う。	都市整備部 道路管理課
ノンステップバスの導入支援	高齢者、障がい者等のバスを利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入について、支援に努める。	都市整備部 都市・交通政策課

施策	概要	担当部局
自動車改造費及び運転免許取得費の助成	肢体不自由者が就労等に伴い、自ら所有する車で、その自動車を操作しやすいように改造する費用を助成し、社会参加や自立を促進する。あわせて、運転免許取得費についても助成する。	健康福祉部 障害福祉課
市役所内駐車場使用料の減免	身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から6級までの等級の身体障がい者が自ら運転する自動車及びその介護者が運転する自動車、並びに療育手帳A、B1、B2、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、3級を所持している者が同乗している自動車を駐車するとき、使用料を免除する。	総務部 管財課
軽自動車税の減免	障がい者本人または当該障がい者と生計を一にする人が所有する軽自動車で、障がい者本人、当該障がい者と生計を一にする人または常時介護する人が運転するもののうち、必要があると認められるものについて、軽自動車税を減免する。(1台に限る)	総務部 市民税課
重度障がい者等タクシー料金の助成	公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者が移動手段としてタクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成する。	健康福祉部 障害福祉課
リフト付寝台タクシー料金の助成	重度障がい者で常時車いすを利用している人や寝たきりの人などで、一般のタクシーを利用することが困難な人を対象に、リフト付寝台タクシー料金の助成を行う。	健康福祉部 障害福祉課

(3) 緊急通報体制の整備

緊急通報装置及び福祉ファックス利用者の情報は、災害受信時、即座に対応できるよう、継続して緊急通報システムのデータ維持管理に努めます。

緊急時の連絡方法として携帯電話のウェブ機能を活用するため、緊急連絡先のホームページアドレスを情報提供します。

避難行動要支援者リストや災害時における地域の役割など、災害時における障がい者の支援体制の整備を進めます。

- 知的障がい者(児)などが行方不明になった場合に、迅速な搜索開始と早期発見に資するため、個人情報等の事前登録制度の創設を検討します。

施策	概要	担当部局
消防緊急通報指令システムの整備	障がい者等避難行動要支援者を事前に把握することにより、迅速な援護活動を行う。	消防本部 消防課
緊急通報システムの整備	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がい者が、急病・事故などにより支援を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて通報する。消防本部は、緊急時、即座に対応できるように体制を整える。	消防本部 消防課 健康福祉部 長寿・介護 保険課

施策	概要	担当部局
災害時への対応	障がい者等、災害時に特別な支援を必要とする者のリストを作成し、災害時の救援策をあらかじめ検討するなど、避難行動要支援者に対する支援体制の整備を進める。	健康福祉部 福祉政策課
障がい者（児）緊急時事前登録制度の検討【新規】	障がい者（児）が行方不明になった場合に、迅速な捜索開始と早期発見に資するため、事前に個人情報登録する制度の創設を検討する。	健康福祉部 障害福祉課

2. 情報のバリアフリー、心のバリアフリーの推進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会を形成していくためには、情報不足や理解不足により障がい者が不利益を受けないよう、物理的なバリアフリー化とあわせ、情報のバリアフリー化や心のバリアフリー化を進めていくことが重要です。

本市では、点字広報や声の広報の発行、点字図書等の貸し出しのほか、市役所窓口で音声読書器や磁気ループ補聴システムの設置等を行い、情報のバリアフリー化を進めるとともに、心のバリアフリーに関する施策として、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業の実施により、障がい者に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行ってきました。

しかし、アンケート調査では、障がい者に対する差別や偏見が少しはあると思うとの回答が47.3%、強い差別や偏見があると思うとの回答が19.8%あり、回答者全体の約7割の人が何らかの差別や偏見があると感じている現状が明らかとなっていることから、障害者差別解消法の制定を踏まえ、民間事業者に対し、法の趣旨等を周知していく必要があります。

さらに、すべての人が、人として認め合える社会を形成するためには、行政主体による各種の啓発活動だけでなく、幼少時からの福祉、人権教育や交流教育の推進、身近な地域での啓発活動や障がい者自身による情報発信の継続など、障がい者を含めた交流機会を様々な場面で増やしていくことが求められています。

【今後の推進方策】

（1）情報バリアフリーの推進

障がい者が適切な情報を入手できるよう、点字広報、声の広報の発行、行政文書の点訳など行政情報等のバリアフリー化を進めます。点字図書や録音図書の貸し出しを行います。

視覚障がい者及び聴覚・言語障がい者の情報バリアフリーの一環として、市窓口で情報機器を設置します。

施策	概要	担当部局
点字広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容を点訳した点字広報を作成し、発行する。	総合政策部 広報室
声の広報の発行	視覚障がい者向けの広報誌として、広報内容をテープに録音した声の広報を作成し、発行する。	総合政策部 広報室
録音図書等の貸し出し	中央図書館に録音図書と点字図書を備え付け、視覚障がい者に対して貸し出しを行う。今後、録音図書の充実を図る。	教育振興部 中央図書館
行政文書の点訳	視覚障がい者が自ら必要な情報を得られるようにするため、福祉ガイドブックやごみの分け方・出し方パンフレット、健康づくりパンフレットなど、できる限り多くの文書の点訳を進める。	健康福祉部 障害福祉課
情報バリアフリー機器の設置	視覚、聴覚障がい者の情報バリアフリーを図るため、市役所窓口に必要な機器を設置する。	健康福祉部 障害福祉課

(2) 啓発活動の推進

様々な機会を通じ、障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がい者に対する市民の理解を深め、心のバリアフリー化を進めます。このため、障がい者週間事業や精神衛生問題推進事業の実施をはじめとする各種啓発活動を推進し、すべての人の人権が擁護されるよう努めます。

障がい者(児)が地域で安心して暮らせるよう、障がい者(児)の現状等の理解を深めるため、地域住民等への啓発活動を実施していきます。

- 平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されることから、法の趣旨等について、民間事業者への周知に努めていきます。

施策	概要	担当部局
障がいに関する正しい知識の普及	障がいに関する正しい知識を普及させるため、多方面での啓発活動を展開する。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、障がい者週間事業実行委員会を組織し、各種の啓発広報活動を実施する。	健康福祉部 障害福祉課
精神衛生問題推進事業の実施	精神障がい者に対する市民の理解を得るため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を図るとともに、正しい精神保健思想の普及・啓発に努める。	健康福祉部 障害福祉課
地域住民等への啓発の実施	障がい者(児)が地域で安心して暮らせるよう、障がい者(児)の現状等の理解を深めるため、地域住民等への啓発活動を実施する。	健康福祉部 障害福祉課

施策	概要	担当部局
障害者差別解消法に関する民間事業者への周知【新規】	障害者差別解消法では、民間事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供に努めることが求められていることから、その趣旨等について、周知に努める。	市民生活部 人権推進課 健康福祉部 障害福祉課

3. 福祉コミュニティ、福祉ネットワークの形成

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を営むためには、法律等に基づいて制度として提供されるサービスだけではなく、地域住民やボランティア等による共助の仕組みや、関係機関による支援のネットワークが整えられていることが望ましいと考えられます。

本市では、障がいのある人と地域住民とが日常的に交流を図り、顔の見える関係を築くことができるよう、地域における居場所づくりに対する補助や、障がいのある人と地域住民との交流促進の取り組みに対する支援を行っています。

また、障がいのある人やその家族で構成された各障がい者団体が行う外出機会を創出する事業や啓発活動に対する補助のほか、市民のボランティア活動の拠点であるボランティア活動センターに対し助成を行ってきました。

アンケート調査では、地域との関わりに対する考え（複数回答）について、「災害など、いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」との回答が43.7%、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」との回答が27.7%、「地域の行事などには参加していきたい」との回答が17.4%に上っており、「自分のことは自分ですので、隣近所の協力はあてにしない」との回答（12.9%）や「地域とはあまり関わりを持ちたくない」との回答（8.9%）を大きく上回っています。また、地域との交流について望むことを尋ねた質問（複数回答）に対しては、「参加しやすい地域活動をもっと増やしてほしい」との回答が28.9%、「地域活動に関する情報をもっと発信してほしい」との回答が22.3%あり、近隣住民などとの交流をより深めていきたいと考えている人が多いことがわかります。

しかし、地域や近隣とのつきあいの増減を尋ねた質問に対しては、つきあいの程度が3年前より減っているとの回答（「どちらかと言えば接する機会が減っている」と「接する機会がかなり減っている」の合計）が56.7%と過半数に上っていることから、障がいのある人と地域住民との交流をさらに促進するため、居場所づくりや交流機会の創出に対する支援を一層進めていくとともに、障がい者自立支援協議会の活動などを通じ、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発等を推進していくことが必要です。

【今後の推進方策】

(1) 地域における障がい者(児)と住民との交流促進

地域において、障がい者(児)や地域住民などが、いつでも立ち寄り集える「居場所づくり」や、相互の交流の機会を創出、拡大する取り組みに対し、支援を行っていきます。

施策	概要	担当部局
地域における「居場所づくり」への支援	地域において、障がい者(児)と地域のさまざまな人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助する。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者(児)と住民との交流促進の取り組みに対する支援	障がい者(児)と地域住民との交流の機会を創出、拡大するため、地域における自主的な取り組みが円滑に行われるよう支援する。	健康福祉部 障害福祉課

(2) 担い手の育成とネットワーク化

障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者団体の行う事業に対する補助や活動拠点の整備を行います。

- 中央北地区において整備が進められている、低炭素型複合施設内に各障がい者団体の事務スペース等を確保します。
- 社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターに対する支援を行います。

障がい者に関わる団体や事業者、関係行政機関などで構成する障がい者自立支援協議会の活動を通して、障がい者への支援体制の整備を推進します。

発達障がい児(者)に対する横断的で継続的な支援を行うネットワークのあり方を検討します。

施策	概要	担当部局
障がい者団体が行う事業への補助	障害者団体連合会、身体障害者福祉協会、身体障害児者父母の会、手をつなぐ育成会、むぎのめ家族会に対して、運営・活動費を助成することにより、障がい者の自立と社会参加を促進する。	健康福祉部 障害福祉課
障がい者団体の活動拠点の整備	平成30年の供用開始を目指し、中央北地区において整備が進められている低炭素型複合施設に各障がい者団体の事務スペース等を配置する。	健康福祉部 障害福祉課
ボランティア活動センターへの支援	市民のボランティア活動の拠点として、ボランティアに関する相談・あっせん事業、ボランティアグループへの支援、ボランティアの啓発・育成等の事業を実施するボランティア活動センターに対し支援を行う。ボランティアの派遣を積極的に進めるとともに、その確保と養成のための支援を行う。	健康福祉部 福祉政策課

施策	概要	担当部局
障がい者自立支援協議会の運営	障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発及び改善に関することなどを協議する場として、障がい者自立支援協議会を運営する。	健康福祉部 障害福祉課
発達障がい児（者）に対する支援ネットワークのあり方の検討	保健、福祉、教育など、発達障がい児（者）に関連する部局が情報を共有することで、相談体制やそれぞれのライフステージに応じた横断的で継続的な支援を行うネットワークのあり方を検討する。	健康福祉部 障害福祉課